

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.19

内閣府

その他

(開始年度)平成24年度

支援の名称

都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保

制度の
趣旨・背景

国、地方公共団体、関係事業者等が、都市再生緊急整備地域(※)の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫、非常用電気等供給施設等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画の策定に向け、都市再生緊急整備協議会にて官民連携のもと意見交換を行い、都市の安全確保対策を進めます。

制度の
内容

■都市再生安全確保計画の効果

<地域の防災性能の向上>

- 地域の実情・特性に応じた取組、着手可能なエリア・対策からの取組は、地域の防災性能の着実な向上に寄与
- ハード・ソフト両面からの事業等による取組は、人的被害、地域の混乱等の抑制に寄与
- 大規模災害時に地域が混乱なく対応するための事前の備えは、地域の円滑な応急対応の実現に寄与
- 大規模災害時に非常に重要な役割を果たす「共助」の体制の構築が進み、防災に関する地域コミュニティの醸成に寄与

<地域のブランド力・価値の向上と都市の国際競争力の強化>

- 従業員を含む滞在者等の安全性が向上し、立地企業の事業継続力の向上に寄与
- 地域の防災性能の高さは、地域のブランド力・価値の向上に資するものであり、都市の国際競争力の強化に寄与

■都市再生安全確保計画の作成及び実施の流れ

①多様な主体の参画

- ・主要駅周辺の防災に関する任意の協議会、防災に関する専門性を有する企業等に参加を要請
- ・様々な視点からの人材を確保し、参加者同士のネットワークを構築

②地域の現況把握

- ・災害に対する地域の強み(資源)と弱み(リスク)を把握
- ・地域が持つ資源とリスクの情報を関係者間で共有

③目標の設定

- ・地域の実情に応じた適切な目標設定
- ・エリアマネジメント等地域のまちづくりと連携した目標設定

④計画の作成

- ・地域の実情に応じて取り組みやすい対策から計画を作成
- ・地域の関係者で計画を共有

	<p>⑤事業・事務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時から非常時に継ぎ目なく移行する活動への備えや連絡体制の整備 ・エリアマネジメントの一環としての活動 <p>⑥効果検証の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に地域の状況の変化を把握、防災活動の成果を検証 ・PDCA サイクルによる計画の進捗状況等の評価、前提条件の変化の確認等と、それに対応した計画の充実・改善を実施（参加企業・団体の追加の必要性の検証、目標の再設定等を含む。） <p>(※)都市再生緊急整備地域は、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づき、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、令和 4 年 10 月 28 日時点、全国で 52 地域、約 9,536ha が政令により指定されており、都市計画や金融・税制等の措置等が講じられることにより、各地域において、民間の活力を中心とした都市の再生が推進されています。</p>
<p>対象となる方</p>	<p>国、地方公共団体、関係事業者等</p>
<p>問い合わせ先など</p>	<p>内閣府 地方創生推進事務局 TEL : 03-6206-6174</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生安全確保計画制度について https://www.chisou.go.jp/tiiki/toshisaisei/yuushikisya/anzenkakuho/index.html